

平成 30 年 3 月 20 日（火曜日）

○出席議員（13名）

議 長	恩 道 正 博 君	7 番	藤 井 良 信 君
1 番	米 田 一 香 君	8 番	北 川 悦 子 君
2 番	磯 貝 幸 博 君	9 番	夷 藤 満 君
3 番	七 田 満 男 君	10 番	清 水 文 雄 君
4 番	太 田 臣 宣 君	11 番	中 川 達 君
5 番	生 田 勇 人 君	12 番	南 守 雄 君
6 番	川 口 正 己 君		

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	町民福祉部子育て支援課長 兼子育て支援センター所長	堀 川 竜 一 君
副 町 長	上 出 孝 之 君	町 民 福 祉 部 保 険 年 金 課 長	高 平 紀 子 君
教 育 長	久 下 恭 功 君	町民福祉部保険年金課担当課長 兼福祉課担当課長（保健センター担当）	北 野 享 君
総 務 部 長	長谷川 徹 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長	出 嶋 剛 君
町民福祉部長	瀬 戸 博 行 君	町 民 福 祉 部 環 境 安 全 課 長	本 郁 夫 君
町民福祉部担当部長 （住民・子育て支援・環境担当）	上 島 恵 美 君	都 市 整 備 部 企 画 課 長	松 井 賢 志 君
都市整備部長	井 上 慎 一 君	都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 長	下 村 利 郎 君
都市整備部担当部長 （企画・地域振興担当）	田 中 徹 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長	銭 丸 弘 樹 君
教育委員会教育部長	田 中 義 勝 君	都市整備部都市建設課北部開発 担当課長兼北部開発推進室長	上 前 浩 和 君
消 防 長	水 野 博 幸 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	松 岡 裕 司 君
総務部総務課長	上 出 功 君	都市整備部上下水道課担当課長 （水道担当）	高 橋 均 君
総務部財政課長	宮 本 義 治 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岩 上 涼 一 君
総務部税務課長	若 林 優 治 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	上 出 勝 浩 君
総務部税務課担当課長 兼総合収納室長	神 農 孝 夫 君	教育委員会生涯学習課長 兼男女共同参画室長	助 田 有 二 君
町 民 福 祉 部 住 民 課 長	福 島 誠 一 君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 課 長	高 道 三 春 君

消防本部消防署長 重島康人君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 棚田 進君 事務局書記 小坂しおり君
事務局参事兼次長 東 康弘君

○議事日程（第3号）

平成30年3月20日 午後1時00分

日程第1

議案一括上程

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成29年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕 から

議案第29号 内灘町営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例について まで

請願第16号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択の請願書

日程第2

追加議案の上程

議案第30号 副町長の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明



午後1時00分開議

○開 議

○議長【恩道正博君】 皆様、ご苦労さまでございます。傍聴の皆様には、本会議の傍聴にお越しをいただき、まことにありがとうございます。

本日は3月会議の最終日であります。議員各位には最後まで慎重審議をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【恩道正博君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、5日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

次に、監査委員から、公の施設の指定管理

者監査及び定期監査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。



○議案一括上程

○議長【恩道正博君】 日程第1、去る3月7日、各常任委員会に付託いたしました議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成29年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕から議案第29号内灘町営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例についてまでの29議案並びに新規に提出されました請願第16号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択の請願書についてを一括して議題といたします。



○常任委員長報告

○議長【恩道正博君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報

告を求めます。

中川達総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 中川達君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【中川達君】 平成30年内灘町議会3月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成29年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳入17款繰入金2項基金繰入金、歳出8款土木費2項道路橋りょう費、議案第2号専決処分の承認を求めることについて〔平成29年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳入17款繰入金2項基金繰入金、歳出8款土木費2項道路橋りょう費の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第3号平成29年度内灘町一般会計補正予算（第9号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税费、4項選挙費、4款衛生費3項上水道費、6款農林水産業費1項農業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、9款消防費、1項消防費、13款諸支出金2項基金費の各款項並びに第3条地方債の補正、第4条繰越明許費の補正中、7款商工費1項商工費、8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第4号平成29年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第5号平成29年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）、議案第8号平成29

年度内灘町水道事業会計補正予算（第3号）の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第9号平成30年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税费、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費、4款衛生費3項上水道費、5款労働費1項労働諸費、6款農林水産業費1項農業費、2項林業費、3項水産業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、11款災害復旧費1項公共施設公用施設災害復旧費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金1項普通財産取得費、2項基金費、14款予備費1項予備費の各款項並びに第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第10号平成30年度内灘町公共下水道事業特別会計予算、議案第11号平成30年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算、議案第15号平成30年度内灘町水道事業会計予算の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第17号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号内灘町行政財産使用料等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号内灘町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第29号内灘町営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例についての4議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果をご報告いたします。

請願第16号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択の請願書につ

いては、賛成少数で、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成 30 年 3 月 20 日

総務産業建設常任委員会委員長 中川達

○議長【恩道正博君】 川口正己文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 川口正己君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【川口正己君】 平成 30 年内灘町議会 3 月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 3 号平成 29 年度内灘町一般会計補正予算（第 9 号）第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳出 2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、7 項交通安全対策費、3 款民生費 1 項社会福祉費、2 項児童福祉費、4 款衛生費 1 項保健衛生費、2 項清掃費、10 款教育費 1 項教育総務費、2 項小学校費、3 項中学校費、4 項社会教育費、5 項保健体育費の各款項並びに第 2 条債務負担行為の補正については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 6 号平成 29 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 7 号平成 29 年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の 2 議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 9 号平成 30 年度内灘町一般会計予算第 1 条歳入歳出予算中、歳出 2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、7 項交通安全対策費、3 款民生費 1 項社会福祉費、2 項児童福祉費、3 項国民年金事務取扱費、4 項災害救助費、4 款衛生費 1 項保健衛生費、2 項清掃費、10 款教育費 1 項教育総務費、2 項小学校費、3

項中学校費、4 項社会教育費、5 項保健体育費の各款項については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第 12 号平成 30 年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第 13 号平成 30 年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 14 号平成 30 年度内灘町介護保険特別会計予算の 3 議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 16 号内灘町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 18 号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第 19 号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての 2 議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 22 号内灘町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について、議案第 23 号内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 24 号内灘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての 3 議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 25 号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第 26 号内灘町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 27 号内灘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 28 号内灘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例についての4議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成30年3月20日

文教福祉常任委員会委員長 川口正己

○議長【恩道正博君】 これをもって各常任委員会からの報告を終わります。



○質疑の省略

○議長【恩道正博君】 なお、昨日までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



○討 論

○議長【恩道正博君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、北川悦子です。

請願第16号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択の請願書について、討論をいたします。

委員長報告では、不採択でありました。皆さんに採択をしてくださるようお願いして、討論に参加したいと思います。

皆さんご存じのように、昨年7月7日、国連で122カ国の賛成によって核兵器禁止条約が採択されました。また、12月には国連総会で核兵器禁止条約の締結交渉を開始する決議を圧倒的多数の賛成で採択をしました。

1954年3月1日の太平洋ビキニ環礁での米国の水爆実験は、マーシャル諸島の人々や第五福龍丸など多くの日本漁船の乗組員に重大な被害をもたらし、日本全国で空前の規模で

の抗議署名の運動を呼び起こし、その中から原水爆禁止運動が生まれました。

この運動は、最初から世界に向けて、核兵器廃絶を呼びかけるものとなっております。それ以来、広島、長崎の被爆者を先頭とした60年余りにわたる草の根からの核兵器のない世界を目指す粘り強い運動が世界を変え、歴史的な条約を生み出してきたと言えます。

核兵器を法的に禁止し、悪の烙印を押すことによって、その廃絶に進む展望を明らかにしたこの条約は、核兵器のない世界に進む最も現実的な道を示すものとなっております。

既に50以上の国々が条約に署名をしております。できるだけ早期にこの条約を発効させ、加入国を大きく広げていくことが強く求められています。

一握りの核保有大国とその同盟国は核抑止力論にしがみついている、核兵器禁止条約に反対しております。米国のトランプ政権は、2月、新たな核政策、核体制見直しを発表し、新たな核軍拡への危険な暴走を始めております。

核抑止論とは、いざというときには核兵器を使用するという脅かしによってみずからの安全保障を図ろうというものにはほかなりません。

それは、いざというときには広島、長崎のような破壊的な非人道的参加を引き起こしても許されるというものになります。こんなことが今日の世界で決して受け入れられるものではありません。

日本は、唯一の戦争被爆国です。日本の政府が核抑止論にしがみつきの、核兵器禁止条約に背を向けていることは恥ずべきことではないでしょうか。

日本政府に核兵器禁止条約にサインすることを強く求めているわけではありませんか。

請願に対して、皆様の賛同をよろしく願いをいたします。

○議長【恩道正博君】 ほかに討論ありませんか。

んか。

2番、磯貝幸博議員。

〔2番 磯貝幸博君 登壇〕

○2番【磯貝幸博君】 議席番号2番、磯貝幸博でございます。

私は、請願第16号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択の請願に対して、反対の立場で討論したいと思っております。

核兵器禁止条約は、考え方としては大変すばらしく、核兵器のない世界の実現を理想した条約であることは理解できるとしても、具体的なプロセスが今現在提示されておられません。これから協議していこうというものであります。

日本は、世界で唯一の被爆国として核兵器廃絶への決意は最も強いものと確信しております。核兵器の廃絶は、今なお広島、長崎にて被爆され、苦しむ多くの方々の心からの願いでもあります。私も同じ思いでございます。

では、なぜこの請願に反対するかと申しますと、政府は1994年以来、国連総会にて核兵器廃絶決議案を毎年提出しております。これまで日本政府の取り組みによって核兵器を所有する国々も含めた核軍縮への道が開かれてまいりました。この核兵器国を含めた取り組みが非常に重要なのでございます。

反対のその点として2つです。

採択時に、賛成の国は122国と多数であるものの、中国、ロシアなど核兵器を持っている核兵器国は含まれておりません。

平成30年2月現在では、署名国56カ国、締約国は5カ国にとどまっています。各国内の事情もあり、考え方や枠組みには賛同できるが、比準には関係国とのかかわりもあり、慎重にならざるを得ない。条約発効の50カ国にはまだまだ遠く、各国内の事情も反映しているものと思われまして。

また、この条約は核兵器国や保有国の同意が条約発効の条件とはなっておらず、非核兵器国が集団で合意すれば、多数で合意すれば

成立できるというものでございます。

つまり、核兵器国の意向や国の安全保障を核兵器に今現在依存している国の状況を無視して、廃絶に同意せよと迫る形となっているものでございます。これでは、各国が核廃絶に向けたその規範、理想の共有は難しいと思われまして。双方の参加する枠組みで合意しないと、核兵器廃絶には現実味を持ちません。

NPT、CTBT、FMCT、G7など、双方、核兵器国と非核兵器国が双方の協力が得られる場で、日本の考えを忍耐強く訴えていくことが重要でございます。

またさらに、日本周辺の動向を見ますと、日本周辺の安全保障上、この条約に参加することに問題がございます。署名し、比準した場合、中国やアメリカに対し署名比準を求め続けることとなります。

中国からは、アメリカの核の傘の下にいて何を言っているんだと不信感を与えることとなりますし、緊張を高めることとなりますし、またアメリカとの安全保障関係を毀損することと同意であります。日本の安全保障を危機にさらすことになってしまうわけです。

そして、さらに莫大な防衛予算が必要となってきます。日本は、核兵器国と非核兵器国との間に立ち、核兵器の安全保障上の意義を受容する国とそうでない国との歩み寄りをより一層深め、現実的な軍縮に尽力するべきであります。

我々は、聞こえのよい理想に向かうことは、現時点では現実的ではなく、忍耐強く、現状での核不拡散、廃絶を訴えていかなければならないと思っております。

皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長【恩道正博君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【恩道正博君】 これより議案の採決

に入ります。

まず、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成29年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕及び議案第2号専決処分の承認を求めることについて〔平成29年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第1号及び議案第2号の2議案は原案のとおり承認されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第3号平成29年度内灘町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第4号平成29年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第5号平成29年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号平成29年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第7号平成29年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第8号平成29年度内灘町水道事業会計補正予算（第3号）の5議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第4号から議案第8号までの5議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第9号平成30年度内灘町一般会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第10号平成30年度内灘町公共下水道事業特別会計予算及び議案第11号平成30年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第10号及び議案第11号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第12号平成30年度内灘町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 13 号平成 30 年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 14 号平成 30 年度内灘町介護保険特別会計予算、議案第 15 号平成 30 年度内灘町水道事業会計予算の 3 議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 13 号から議案第 15 号までの 3 議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 16 号内灘町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 17 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 18 号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての 2 議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 17 及び議案第 18 号の 2 議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 19 号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 20 号内灘町行政財産使用料等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 21 号内灘町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第 22 号内灘町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について、議案第 23 号内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 24 号内灘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての 5 議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 20 号から議案第 24 号までの 5 議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 25 号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第 26 号内灘町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 27 号内灘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 28 号内灘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての 4 議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 25 号から議案第 28 号までの 4 議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 29 号内灘町営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、今 3 月会議までに受理しました請願を採決いたします。

請願第 16 号核兵器禁止条約の日本政府の

署名と批准を求める意見書採択の請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第 16 号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択の請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立少数であります。よって、請願第 16 号は不採択とすることに決定いたしました。



○追加議案の上程

○議長【恩道正博君】 日程第 2、追加議案の上程を行います。

議案第 30 号副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。



○提案理由の説明

○議長【恩道正博君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、連日にわたり慎重なるご審議をいただき、今ほどは全ての議案について議決を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 30 号副町長の選任につき同意を求めることにつきましては、現副町長の上出孝之氏が平成 30 年 3 月 31 日をもって辞職するため、その後任として中山隆志氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。適切なるご決議を賜り

ますようお願いを申し上げます。

○議長【恩道正博君】 提案理由の説明は終わりました。



○質疑・討論・委員会付託の省略

○議長【恩道正博君】 お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第 30 号につきましては、人事に関する案件につき、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



○表 決

○議長【恩道正博君】 これより追加議案の採決に入ります。

議案第 30 号副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。副町長の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の職員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 30 号副町長の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

以上で 3 月会議に付議された議件は全部議了いたしました。



○副町長辞任挨拶

○議長【恩道正博君】 ここで、上出孝之副町長より発言を求められておりますので、これを許します。

上出副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 まずは、恩道議長

のお取り計らいで、このようなご挨拶の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は、平成 25 年 6 月に副町長として初めて選任のご同意をいただきました。生まれも育ちも内灘町でない私が、4 年 9 カ月にわたり、職務を通して大変得がたい貴重な経験をさせていただきましたことは、ひとえに議会議員の皆様のご支援、ご鞭撻、時には叱咤激励を賜りましたおかげであります。心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

振り返ってみますと、就任時に町勢の発展のため、県において培った経験や人的ネットワークを生かし、内灘町と県とのパイプ役となるべく粉骨砕身頑張っていきたい旨、お話をいたしました。

これまで、私自身、一生懸命頑張ってきたつもりではありますが、どこまで内灘町のお役に立てたかは自信がないものでございます。

しかしながら、私には内灘町にお世話になり、感じたものがございます。それは、明治 22 年に内灘村が生まれ、昭和 37 年の町制施行以来、約 130 年間培ってこられた人々の心の温かさ、それと誇り、そして内灘愛というものでございます。

町民の皆様、議会議員の皆様、町長を初めとする町職員の皆様が、いわば一つの大きなファミリーと言え、一人一人の意見は違うことはあっても、最後は町民福祉の向上、町の発展のため一つにまとまっていくというものでございます。

今後は、北部開発、内灘海岸のにぎわい創出、内灘駅周辺の整備と大きなプロジェクトが控えております。町民の代表者である議会議員の皆様と、町長を初めとする執行部の皆様とが車の両輪となって事に当たれば、突き動かせないものはございません。

今後とも、ますます住みよい町として発展していくことを確信しているところでございます。

また、今ほどは県職員として素晴らしい人

材であります中山隆志氏が新しく川口町長の補佐役として、さらには全職員の先頭に立って仕事をすべく選任をいただきました。これまでも増して、ご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げる次第でございます。

私は、4月より県に帰任する予定となっておりますが、明るく元気な町「内灘町」の発展のため、微力ながら、内灘町の一番の応援団とさせていただきたいと思っております。

最後となりますが、これまでご指導、ご支援をいただきました多くの町民の皆様、議会議員の皆様、さらには町長を初め職員の皆様に改めてお礼を申し上げますとともに、関係各位の皆様にもあわせて感謝を申し上げます。

粗辞のため言葉で全てを言い尽くすことはできませんが、4年9カ月にわたり務めさせていただきました副町長を退任するに当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

皆様、本当にありがとうございました。(拍手)

○議長【恩道正博君】 上出孝之副町長におかれましては、平成25年7月に副町長の重責につかれ、町勢の発展、町民福祉の向上に多大な貢献をされました。

そのご苦勞に対しまして、改めて感謝を申し上げますとともに、今後、ますますご活躍されることをご祈念いたすものであります。

本当に長い間、ご苦勞さまでした。



○閉議・閉会

○議長【恩道正博君】 以上をもちまして、平成30年内灘町議会3月会議を散会いたします。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午後1時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員